

使用料・手数料の見直し・検討について

1. はじめに

1-1 検証方法について

○検証における3つの柱

- ・これまでの算定手法の検証
- ・適正な使用料等の検証
- ・公共施設等の利用増進に向けた取り組みについて

1-2 答申に向けて

今後の流れ（予定）

第2回：意見出し

※考え方の柱となる3つの検証事項に対し、それぞれ  
検討委員会としての意見の方向性をまとめる。

↓

第3回：答申（案）の作成

※検討委員会での意見の方向性を踏まえ事務局にて作成した  
答申（案）のベースについて確認・調整。

↓

第4回：答申書の完成

※第3回の意見を踏まえ調整した答申（案）を再度確認。

## 一 使用料編 一

### 2. これまでの算定手法の検証

#### 2-1 原価計算の方法（算定方法、受益者負担率の設定）

資料 2-1

##### ○使用料原価算出調書

- ・3か年分の収入と支出を比較し、「利用者一人当たりの原価」、又は「利用面積1㎡当たりの原価」を算出
- ・支出項目は施設維持に係る物件費[※]と人件費から算出し、土地の取得費や造成費等、建物の建設費や大規模な施設改修費等は対象に含まない。

##### ○使用料改定率算出調書

- ・原価算出調書の結果を元に、個人利用は1人当たりの収入額と原価、専用利用は1㎡当たりの収入額と原価からそれぞれ算出
- ・受益者負担率は施設の性格に応じて個別に設定
- ・冷房・暖房料金は実費負担を基本としているため使用料の算定上除外

[※]物件費：光熱水費・燃料費・消耗品費・日常的な修繕費など施設の維持管理に必要な費用。利用者が負担すべきコストには、土地の取得費や造成費等、建物の建設費や大規模な施設改修費等を含めず、ランニングコストである物件費及び人件費にて算出している。

#### 2-2 同類施設の体系化

資料 2-2

##### ○設置の趣旨・目的等が同じ施設の使用料を統一

- ・市民負担の公平性の確保
- ・原価計算における地域間での利用人数の不平等を解消

### 3. 適正な使用料の検証

#### 3-1 原価計算結果について（一部抜粋）

資料 3-1

##### ○原価計算の実施

- ・平成28～30年度の収入および支出にて算出
- ・消費増税（8%→10%）影響額を加味

##### ○計算結果

- ・ほぼすべての施設でプラスの改定率
- ・利用人数・収入が少ない施設については改定率1,000%を超える結果も
- ・これまでは20%を超える改定結果に対して20%を上限として料金改定を実施

→算定結果と実際の使用料に大きな乖離が生じている

### 3-2 他都市の状況

資料3-2

#### ○調査概要

- ・他都市の類似施設と料金体系を比較
- ・調査市町村 : 北海道人口上位8市及び室蘭市、オホーツク管内市町村等
- ・対象施設 : 条例において料金が設定されている公共施設

#### ○調査結果

- ・各施設料金は概ね中位
- ・料金区分に違いあり（高齢者利用料金の設定、学生の料金区分）

### 3-3 利用者の声

資料3-3

#### ○調査概要

- ・現行の使用料を利用者がどのように感じているかを把握するため、利用者に関わりのある業務を行っている施設職員を対象に、使用料に関する利用者からの意見を調査。
- ・調査期間 : 令和元年12月26日～令和2年1月10日
- ・回答数 : 91施設105名

#### ○調査結果：利用者から受けた意見

- ・何らかの意見を受けた事のある職員は約4割
- ・意見の傾向  
「料金が高い」…施設の大小や新旧から、無料から有料化への不満から、利用者の活動規模や目的と利用施設の不釣り合いから  
「料金が安い」…市外在住者から、減免適用者から

#### ○調査結果：70歳以上高齢者無料施設について受けた意見

- ・何らかの意見を受けた事のある職員は約3割
- ・意見の傾向  
「反対」…公平性の観点から料金を徴収すべきとの声が複数あり  
「改善・拡大」…65歳への年齢引き下げ、団体利用の無料化適用など

#### ○調査結果：使用料に関する施設管理者自身の意見

- ・意見の傾向  
利用しやすい料金区分の提案や利用率を上げるための見直し要望等

### 3-4 使用料を徴収していない施設

資料3-4

- 使用料を徴収していない施設 : 29 施設
  - ・歴史的建造物、市民憩いの場としての施設、高齢者及び心身障がい者に対する施設等
  - ・見直しには、理由の正当性、必要性等から検証していく必要あり
  
- 使用料試算：北見ハッカ記念館（観覧料金）
  - ・受益者負担率を30%（文化施設）に仮定し原価算出 → 算出料金単価 220 円
  - ・H28～30 の利用実績で単純積算（利用区分の設定、有料による減少見込は除外）
  - ・年間見込収入 約 180 万円

## 4. 公共施設等の利用増進に向けた取り組みについて

### 4-1 利用状況の推移

資料4-1

- 主要施設利用状況

	H28	H29	H30	傾向
利用人数	2,100 千人	2,098 千人	1,891 千人	減少
うち70歳以上無料施設利用高齢者	39 千人	45 千人	54 千人	増加
収入決算額	約 283,500 千円	約 280,500 千円	約 268,600 千円	減少

※H28 に天候不順で開園延期となった北見ファミリーランドを除く

#### 【参考】 3か年の人口推移 （※北見市人口統計より抜粋）

年度	H28	H29	H30
総人口	119,194 人	117,939 人	116,944 人
70歳以上高齢者数	26,615 人	27,403 人	28,427 人
高齢者率	22.33%	23.23%	24.31%

※北見市人口ビジョン  
に基づく目標人口  
2040年で97千人  
高齢化率 40%

- 今後の課題
  - ・公共施設としての利用率の増加
  - ・一定の使用料収入の確保・維持

## 4-2 時間帯別利用状況一覧

資料 4-2

### ○調査概要

- ・施設の利用状況を把握するため、利用区分毎に時間帯別の利用状況を集計
- ・専用利用は団体数、個人利用は利用区分毎の利用人数を集計
- ・特に個人利用では利用時間の把握が困難であるため、利用開始時間を集計
- ・同類施設の考え方を基本に分類し集計
- ・調査期間 : 令和2年1月以降の約1か月間

### ○調査結果

- ・住民センター、公民館等の専用利用は、9時、13時周辺の利用が多い
- ・屋内スポーツ施設、温水プールの個人利用は、高齢者の約5割が午前中に集中、一般利用は夕方から夜間にかけて増加

## 4-3 指定管理者制度について

資料 4-3

### ○指定管理者制度とは

- ・公共施設の管理に関する権限を民間事業者に委任して行わせる事

### ○指定管理者に期待されること

- ・民間事業者の発想力 → 利用者の確保、満足度・サービスの向上
- ・民間経営者の手法 → 管理経費の縮減、結果的に施設使用料の低料金化に繋がる

### ○承認利用料金制について

- ・施設条例に定められた使用料の範囲内で、指定管理者が独自に料金を設定することが可能
- ・制度活用事例…のんたの湯のポイントカード（15ポイント貯まると入浴1回無料）
- ・活用には原則あり…管理水準を低下させない（市の承認が必要）  
設定した利用料金の再変更は不可 等

→個別具体的な施設毎の料金体系の見直しには、本制度の活用推進は不可欠

## 一手数料編一

### 5. 算定手法の検証

---

#### 5-1 原価計算の方法

資料5-1

##### ○手数料原価算出調書

- ・3か年分の収入と支出を比較し、「一件当たりの原価」を算出
- ・物件費は「対象となる経費÷年間処理件数」、人件費は1件当たりの処理時間を1分間当たりの基準人件費などから算出。庁舎維持に係る経費は含まない。
- ・受益者負担の割合：特定の受益を提供するという性格から、原則コストの100%を負担

### 6. 適正な手数料の検証

---

#### 6-1 原価計算結果について（一部抜粋）

資料6-1

##### ○原価計算の実施

- ・平成28～30年度の収入および支出にて算出
- ・消費増税（8%→10%）影響額を加味

##### ○計算結果（手数料一部抜粋）

- ・改定率：約1.0%
- ・影響額：約75万円